

会議開催結果

| | |
|----------|---|
| 1. 会議の名称 | 第1回砥部町下水道事業審議会 |
| 2. 開催日時 | 令和5年9月22日（金） 13時30分から |
| 3. 開催場所 | 砥部町役場 2階 大会議室 |
| 4. 審議等事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状の交付 2. 町長あいさつ 3. 自己紹介 4. 会長、副会長の選任 5. 会長あいさつ 6. 諮問書の伝達 <p>【議題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諮問について 2. 砥部町下水道事業の概要について 3. 今後の審議会のスケジュールについて 4. その他 |
| 5. 出席者名 | <p>出席者</p> <p>【審議会委員】</p> <p>会 長 羽鳥 剛史（愛媛大学社会共創学部准教授）</p> <p>副会長 二宮 良和（砥部町商工会副会長）</p> <p>委 員 上田 文雄（砥部町社会福祉協議会会長）</p> <p>松田 啓司（砥部焼協同組合理事長）</p> <p>鎌田 国博（砥部町老人クラブ連合会副会長）</p> <p>松村美江子（伊予地区更生保護女性会砥部支部長）</p> <p>柳田栄理子（砥部町女性団体連絡協議会会長）</p> <p>八束 徳佳（砥部校区代表 上ノ山区長）</p> <p>古川 直幹（麻生校区代表 拾町区長）</p> <p>松林 一夫（公募委員）</p> <p>佐川 恵子（公募委員）</p> <p>若城 昌子（公募委員）</p> <p>門田 作（砥部町建設課長）</p> <p>【町長】 佐川 秀紀</p> <p>【事務局】 松田 博之、重松 由紀枝、好光 誠人、 酒井 英生、加藤 聖人</p> |

| | |
|--------------|---|
| | 欠席者 【審議会委員】 委員 徳永 郁美（砥部町商工会女性部副部長） 越智 浩介（宮内校区代表 宮内区長） |
| 6. 公開又は非公開の別 | 公開 |
| 7. 非公開の理由 | |
| 8. 傍聴人数 | 0人 |
| 9. 所管課 | 上下水道課 下水道係 電話 089-962-6363（内線563） |

令和5年度 第1回 砥部町下水道事業審議会会議録

| 発言者 | 発言内容 |
|-----|---|
| 事務局 | — 開会宣言 — |
| 町長 | — 委嘱状交付 — |
| | — 町長あいさつ — |
| 事務局 | — 審議委員紹介 — |
| | — 職員自己紹介 — |
| 事務局 | 会長・副会長の選出について |
| 委員 | 審議会条例では委員の互選により定めるとなっていますが、委員の皆様、ご提案はありますか。 |
| 事務局 | 事務局に一任します。 |
| 事務局 | 事務局に一任と言うご意見をいただきましたので、事務局から提案いたします。 |
| 委員 | 事務局案としては、会長に羽鳥剛史様、副会長に二宮良和様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| | — 一同拍手 — |
| 事務局 | それでは会長に羽鳥剛史様、副会長に二宮良和様をお願いし、当審議会を進めてまいりたいと存じますのでよろしく申し上げます。 |
| 会長 | — 会長あいさつ — |
| 事務局 | 諮問書の伝達 |
| | — 町長から羽鳥会長へ、諮問書の伝達 — |
| | (町長 公務のため退席) |
| 事務局 | 審議会成立宣言 |
| | 当審議会は砥部町下水道事業審議会設置条例第7条に基づき、会議は、委員の過半数がなければ開くことはできないとあり、本日13人の出席が |

| | |
|-----|--|
| | <p>確認されましたので、当審議会が成立しましたことをご報告申し上げます。</p> <p>— 配布資料の確認 —</p> <p>(これより、会長を議長として進行。)</p> |
| 会長 | <p>会議録署名人の選任について</p> <p>本日配布の審議委員名簿の順で、会長・副会長を外して、2名ずつの順番で署名する形で良いでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>— 了承 —</p> |
| 会長 | <p>今回の審議会会議録の署名人は、松田委員と鎌田委員にお願いいたします。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>「(1) 諮問について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>— 諮問書説明 —</p> |
| 会長 | <p>この諮問を受けて、当審議会で審議を行い、結果を町長へ答申してまいりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>「(2) 砥部町下水道事業の概要について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>— 砥部町下水道事業の概要について説明 —</p> |
| 会長 | <p>事務局の説明について、ご意見等ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>今の説明を受けて、要するに、これまで町から説明を受けてきた下水道の整備範囲を大幅にやめる、ということですね。</p> <p>10年以上前の、議員さんも交えての話し合いで、下水道整備の話も出ていたんですが、その際は、役場あたりまで下水道が来るのは、いつになるかは分からないということでした。新興住宅が多いですね、説明があった、町が6施設、集中合併浄化槽を管理している住宅もありますが、町が管理していない、地元管理の集中浄化槽もある。地元で積み立</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>てをしながら、維持管理している現状がある。ただ、年々、住民の負担率が上がってきています。ですので、下水道が整備されることを期待していたのですが、整備が途中で終わってしまうということでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>国の方針として、人口密集区域でない箇所は、公共下水道整備を整備すると費用がかかってしまいますので、人口がまばらなところは、合併浄化槽の整備を推進して、過剰な投資とならないように整備を進めることとされています。また、例えば砥部町は、下水道を現在も整備中であり、整備をしながら、処理場の維持管理を行っています。処理場は機械設備があり、10年経って、故障箇所も出てきています。下水道の整備をしながら、メンテナンスもしないといけないという状況が目立ってきました。</p> <p>近年、砥部町の人口減少も予想以上に進んでいます。下水道整備後は、住民の皆様から下水道使用料をいただくことになるのですが、整備した分に見合った使用料収入が確保できるか、考えていく時期に来ています。今回の審議会では、ご説明いたしましたように下水道整備区域の縮小について、ご審議いただきます。今後の審議会において、砥部町の案をお示しいたします。先ほど概要でご説明いたしましたが、汚水処理施設整備構想の見直しを昨年度砥部町が行いました。これは、汚水処理人口普及率を向上させるため、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を組み合わせ、効率的な汚水処理を推進するための構想です。次回の審議会では、実際にどのあたりを縮小するのか、見ていただきながら、それに伴う経済効果など、説明できればと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>そういった、指針のようなものができているのであれば、それらを見て、納得いくような審議ができればよいのではないのでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>先ほどの規模縮小の件について、パターンをいくつか検討しているということなのですが、パターンを示したうえで、メリット・デメリットを説明してもらえるとということでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい、パターンがいくつかありますので、パターンをお示しした上で、事務局案をお見せしたいと思います。</p> |
| <p>会長</p> | <p>確認させていただきたい点があります。今、住民の方が住んでいらっしゃる計画区域について、砥部町は、事業計画区域に入っていれば、合併処理浄化槽転換のための補助金はまず、もらえないということですね。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | はい、そうです。 |
| 会長 | 次に、計画区域内で、かつ事業計画区域外だと、補助金はもらえますか？ |
| 事務局 | もらえます。砥部町に、合併処理浄化槽設置整備補助事業という制度がありまして、それが活用できます。 |
| 会長 | <p>ずっと下水道を待っていて、合併処理浄化槽の転換に踏み切れてない方が、急に計画区域を外れるとなると、おそらくいろいろな思いがあるかもしれないので、そういった方々に対する説明とか、補助の使い方を考えるのはだいじな事であると思います。</p> <p>一方で、伊予市で下水道事業審議会に出席した時は、計画区域を今の予算規模で進めていくとなると、あと 200 年かかるとか、そういう世界の話だったので、計画区域を減らしましたし、新居浜市の場合も、事業計画区域を減らすということは、もう整備が決まっている区域を減らすことなのでよっぽどのことがないといけないので、計画区域を事業計画区域とほぼ一緒にさせる、という方針になりました。国が決めている 10 年概成については、令和 8 年までとなっているのであと 3～4 年ですが、あと 3～4 年でできないことは計画に入れないように、という方針もあるので、そこは致し方ないのかなと思うところです。大切なことは、住んでいらっしゃる方が、裏切られた感がないようにしないといけないのかなと思います。</p> |
| 委員 | <p>昔からだと思うのですが、下水道事業には、管路整備が一番、お金がかかっていると思います。管路 1 メートル伸ばすのに 50 万円くらいかかるという事が耳に入ってきたりしています。早急に、下水道整備区域の見直しを進めないと、人口がどんどん減ってくる中で、無理な下水道整備を進めることにならないかということと、もう一つ、私も下水道につないでいますが、住んでいる団地自身が、高齢化してきているんです。一人住まいの家庭と言うのも増えてきていまして、下水道がきても、もうつながないと言われる方が非常に多い。単独浄化槽の家も多いのですが、水質汚濁防止の観点から、基本的には下水道につながないと、水質改善にはなりませんといった話はするんですけど、下水道本管から家の入口のますまでは、町が整備してくれますが、家の中の宅内配管は、全部個人負担になる。私の家も工事した時、確か 40 万円くらいかかりまし</p> |

た。高齢の家庭は、そんな費用はなかなか出せない。こういった状況をどうするかですね。集合団地ですから、下水の管路としてはそんなに距離や延長はいらない、まとまっていますから。そういう人たちがつなぎやすくなる方向というの、一つ考えていかなければならないと思います。どこの団地も、多分高齢化が進んでおり、一人の家庭が増えてくると、やはりつながないという方が増えてくると思うので、地域内をつないでもらえるように、方策を考えていかなければならないと思うんです。

委員 このあたりの方策といいますか、何か、今までにない補助とか、考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局 宅内排水設備の整備に関する補助というのは、ないです。補助という形では考えていませんが、今、砥部町で実施している制度が、排水設備工事資金の融資あっせん制度というのがあります。資金の借入は、住民の方自身で、町内の金融機関で借入手続きをしていただいて、借入金の利子補給を町が行います。現在は低金利のため、利子補給の額も少額のため、お客様にとってはメリットをあまり感じられない制度になっています。公共下水道が始まった当初は、接続件数が多い時期でもあり、金利も今より高かったこともあり、この制度を利用する方も多かったのですが、今は利用件数が減っています。

他の自治体では、宅内排水設備の工事資金の補助という方法の一つとして、使わなくなった浄化槽を消毒して、雨水貯留設備として利用する場合に雨水対策としての補助をしますという形で、工事資金を補助している自治体はあります。純粹に、宅内排水設備の工事費用を補助している自治体は、おそらくあまりないのではと思います。

委員 ぜひ、補助の方向で考えてほしいです。つないでもらってこそ、利益がでてくるわけでしょ。補助にはお金がかかりますが、将来のことを考えて、利益が上がるのであれば、積極的にお金を出してでもつないでいただいて、将来の下水道の運営につながっていくことができればよいのではないかと思います。

会長 どんなメニューが考えられるか、合併処理浄化槽の方の救済策も必要ですし、現在下水道処理区域内人口が 7,197 人で、実際つないでいる人が 4,749 人、まだ接続していない人が 3,000 人弱はいることになります。下水道の区域内の話は、今回はメインではないのかもしれないですけど

| | |
|-----|--|
| | <p>ど、広い目で見ると、下水道経営の健全化という観点からも、砥部町にとってもいいわけですし、その辺をやはり考えていく必要があると思います。</p> |
| 会長 | <p>今回いただいた資料を踏まえて、計画区域の縮小パターンをお示しいただいたり、住民に対する補助に関してもご検討いただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>(3) 今後のスケジュールについて</p> <p>第2回の審議会は、11月の開催予定です。審議内容は、下水道事業区域見直し案の説明、見直し区域の選定理由、見直し区域の提示となっております。</p> <p>第3回は年明け1月の開催予定です。第2回でご審議いただきました内容や決定事項を踏まえて、答申案を作成いたしますので、それについてご審議やご意見をいただきたいと思います。</p> <p>審議会の開催回数は、今回の開催を含めて全3回となっております。</p> <p>年明け2月に、答申書を会長さん・副会長さんの方から町長へご提出いただく予定です。スケジュールについては以上です。</p> |
| 会長 | <p>(4) その他について</p> |
| 事務局 | <p>事務局よりお知らせ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回の審議会の日程調整を事前に行い、お知らせする。 2. 第2回の審議会資料は、事前に委員の皆さんへお配りする。 <p>事前に配布する資料について、事務局案等をお示しいたしますが、ご覧いただいて、ご不明な点やご質問等がございましたら、事前に事務局へお問い合わせいただきましたら、対応いたしますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>それでは、他にないようですので、以上で審議회를終了いたします。</p> |
| 事務局 | <p>— 閉会宣言 —</p> |